

入院時の食事療養の標準負担額（患者負担分）

所得区分		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並みⅢ	1食につき490円	1食につき510円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	入院日数が90日以下 1食につき230円	入院日数が90日以下 1食につき240円
		入院日数が90日超 1食につき180円	入院日数が90日超 1食につき190円
	低所得Ⅰ	1食につき110円	変更なし